

令和8年2月9日
内閣府公益法人行政担当室長決定

内閣府公益信託イメージキャラクター「こうえきしんたくん」使用規程

(目的)

第1条 この規程は、内閣府公益信託イメージキャラクター「こうえきしんたくん」（以下「こうえきしんたくん」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定め、公益信託制度に係る施策等の広報活動に寄与することを目的とする。

(著作権)

第2条 こうえきしんたくん（内閣府公益法人行政担当室から提供された画像データのほか、デザインを使用した写真、動画、デザインから制作した立体物等を含む。以下同じ。）の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく権利をいう。以下同じ。）は、全て内閣府に帰属する。

(デザイン)

第3条 こうえきしんたくんのデザインは、内閣府公益法人行政担当室参事官（以下「担当官」という。）が別に定める「内閣府公益信託イメージキャラクター「こうえきしんたくん」使用マニュアル」（以下単に「マニュアル」という。）において定めるものとする。

(使用許諾)

第4条 こうえきしんたくんの使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ担当官が別に定める「こうえきしんたくん」（以下「別に定める」という。）使用許諾申請書（別紙第1号様式）により担当官に申請し、その許諾を受けなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体が、デザインを改変することなく使用する場合
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が、教育目的で、デザインを改変することなく使用する場合
- (3) 報道関係機関が、報道目的で、新聞、テレビ、雑誌等において、デザインを改変することなく使用する場合
- (4) 内閣府からの依頼を受けて作成する資料や物品等において使用する場合
- (5) 内閣府が共催若しくは参加し、又は後援、協賛、協力等を行う行事等において製作する資料、物品等において使用する場合
- (6) 著作権法で認められている私的利用の範囲に該当する場合

2 担当官は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次のいずれかに

該当すると認める場合を除き、使用を許諾するものとする。この場合において、担当官は、許諾に際し、必要と認める条件を付することができる。

- (1) 第1条の趣旨に反し、又は反するおそれがある場合
 - (2) 使用希望者が実態のない団体等であると認められる場合
 - (3) 使用希望者が反社会的勢力又はこれに類する団体、企業、個人と関わりがあると認められる場合
 - (4) 当該使用を許諾することにより内閣府又はこうえきしんたくんの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
 - (5) 当該使用が法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
 - (6) 当該使用が特定の個人、団体、法人、商品等を支援若しくは推薦し、又は支援若しくは推薦につながるおそれのある場合（ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められるときを除く。）
 - (7) 営利目的で使用する場合又はこうえきしんたくんを使用した物品等を有償で頒布若しくは展示する場合
 - (8) 使用希望者がこの規程を遵守しないおそれがある場合
 - (9) その他公益上の観点、著作権管理上の観点等から許諾することが不適當であると認められる場合
- 3 担当官は、前項の審査の結果について、別に定める使用許諾回答書（別記第2号様式）により、使用希望者に通知するものとする。
- 4 第1項の申請に係る費用及び使用に際して発生する費用は使用希望者が負担するものとする。

（使用料）

第5条 こうえきしんたくんの使用は無償とする。

（遵守事項）

第6条 第4条第1項の許諾を受けてこうえきしんたくんを使用する者（以下「使用者」という。）は、その使用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾を受けた目的及び承認された用途にのみ使用し、許諾に際して条件が付された場合には、それに従うこと。
- (2) こうえきしんたくんのデザインの変形、色、縦横比率の改変等を行わないこと。ただし、担当官が承認した場合は除く。
- (3) こうえきしんたくんを使用する物品等には、原則として、「内閣府公益信託イメージキャラクター「こうえきしんたくん」」の表記を付すること。
- (4) こうえきしんたくんの使用に関する権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) こうえきしんたくんのイメージを損なうおそれのある使用をしないこと。

- (6) こうえきしんたくんの使用に当たり、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の権利を侵害しないこと。
- (7) こうえきしんたくん又はこれに類似するものについて、自己の商標や意匠として登録するなど、独占して使用する権利を設定しないこと。
- (8) こうえきしんたくんを使用した物品等の完成品をあらかじめ担当官に提出すること。ただし、担当官において完成品の提出が困難と認めたものについては、写真等の提出等をもって完成品の提出に代えることができる。

(許諾内容の変更)

- 第7条 使用者は、第4条の許諾を受けた申請の内容を変更しようとするときは、担当官に別に定める使用内容変更許諾申請書（別記第3号様式）を提出し、その許諾を受けなければならない。
- 2 担当官は、前項の申請に対する審査の結果を、別に定める使用内容変更許諾回答書（別記第4号様式）により、使用者に通知するものとする。

(許諾の取消等)

- 第8条 担当官は、使用者が本規程に定める事項に違反したときは、使用許諾を取り消すことができる。
- 2 担当官は、前項の規定により許諾の取消しを行ったときは、別に定める使用許諾取消通知書（別記第5号様式）により、使用者に通知するものとする。
- 3 使用者は、第1項の規定によりこうえきしんたくんの使用許諾が取り消されたときは、取消しの通知があった日以降、こうえきしんたくんを使用（こうえきしんたくんを用いた広報活動を含む。）してはならない。
- 4 内閣府は、第1項の規定により使用の許諾を取り消された者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用状況の報告徴収及び調査)

- 第9条 担当官は、必要と認めた場合、使用を許諾したこうえきしんたくんの使用状況について、使用者に報告を求め、又は調査をすることができる。この場合、使用者は、担当官による報告徴収又は調査に協力しなければならない。

(免責事項)

- 第10条 内閣府は、使用者がこうえきしんたくんを使用したことにより生じた損害について、責任を負わないものとする。

(その他)

第 11 条 こうえきしんたくんの使用に関して、本規程に定めのない事項については、使用者は、担当官の指示に従うものとする。

なお、使用者は、本規程の全ての条項に同意したものとみなす。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、決定の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規程の施行前に、従前の定めによりなされた承認その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

令和8年2月9日
内閣府公益法人行政担当室参事官決定

内閣府公益信託イメージキャラクター「こうえきしんたくん」使用規程に基づき別に定める使用マニュアルについて

内閣府公益信託イメージキャラクター「こうえきしんたくん」使用規程（令和8年2月9日内閣府公益法人行政担当室長決定）第3条に基づき、以下マニュアルを別紙のとおり定める。

記

- ・内閣府公益信託イメージキャラクター「こうえきしんたくん」使用マニュアル

令和8年2月9日
内閣府公益法人行政担当室参事官決定

内閣府公益信託イメージキャラクター「こうえきしんたくん」使用規程に基づき別に定める様式について

内閣府公益信託イメージキャラクター「こうえきしんたくん」使用規程（令和8年2月9日内閣府公益法人行政担当室長決定）に基づき、下記様式を別紙のとおり定める。

記

- ・ 第4条第1項に基づく「こうえきしんたくん」使用許諾申請書（別紙第1号様式）
- ・ 第4条第3項に基づく「こうえきしんたくん」使用許諾回答書（別紙第2号様式）
- ・ 第7条第1項に基づく「こうえきしんたくん」使用内容変更許諾申請書（別紙第3号様式）
- ・ 第7条第2項に基づく「こうえきしんたくん」使用内容変更許諾回答書（別紙第4号様式）
- ・ 第8条第2項に基づく「こうえきしんたくん」使用許諾取消書（別紙第5号様式）

(別紙)

第1号様式(第4条関係)

令和 年 月 日

「こうえきしんたくん」使用許諾申請書

内閣府公益法人行政担当室参事官 殿

(申請者)

住所	〒
法人・団体等の名称	
代表者の資格及び氏名	
担当者の所属及び氏名	
電話番号	
メールアドレス	

「こうえきしんたくん」の使用許諾を受けたいため、下記のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、「「こうえきしんたくん」使用規程」の内容を遵守するとともに、下記の遵守事項に違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約します。

記

キャラクターの使用目的	
使用方法	
使用する「こうえきしんたくん」のデザイン	(マニュアルのページ等より指定すること)
場所・数量等 (※数量は概数可)	

※ 申請に当たっては、以下の書類を添付してください。

- 企画書等(実際に掲載予定の資料、概要説明資料や図案等、内容が分かるもの)
- 申請者の概要が分かる書面(会社パンフレット等)

【以下の事項について、誓約（チェック）をお願いします】

申請者である法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）は、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

- 「「こうえきしんたくん」使用規程」の内容を遵守します。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行っていません。
- 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引を行っていません。

第2号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

「こうえきしんたくん」使用許諾回答書

殿

内閣府公益法人行政担当室参事官

令和 年 月 日付けで申請のあった「こうえきしんたくん」の使用について、下記のとおり使用を（許諾します・許諾しません）。

記

許諾番号：

※許諾しない場合は、理由を記載する。

※条件付きで承諾するときは、条件を記載する。

第3号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

「こうえきしんくん」使用内容変更許諾申請書

内閣府公益法人行政担当室参事官 殿

（申請者）

住所	〒
法人・団体等の名称	
代表者の資格及び氏名	
担当者の所属及び氏名	
電話番号	
メールアドレス	

令和 年 月 日付けで許諾を受けた「こうえきしんたくん」の使用内容について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

許諾番号		
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

添付書類

- 企画書等（実際に掲載予定の資料、概要説明資料や図案等、内容が分かるもの）
- その他参考となる資料

第4号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

「こうえきしんたくん」使用内容変更許諾回答書

殿

内閣府公益法人行政担当室参事官

令和 年 月 日付けで申請のあった「こうえきしんたくん」の使用内容の変更について、（許諾します・許諾しません）。

※許諾しない場合は、理由を記載する。

第5号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

「こうえきしんたくん」使用許諾取消書

殿

内閣府公益法人行政担当室参事官

令和 年 月 日付けで許諾した「こうえきしんたくん」の使用について、下記のとおり許諾を取り消します。

については、この通知の到達日以降、キャラクターは使用（広報活動、製造を含む。）できません。

記

許諾番号：

取消理由：